

長井市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、その負託に応えるため、市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理意識の向上及び確立に努め、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の制定目的を規定しています。

市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理意識の向上と確立に努め、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することをこの条例の目的としています。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、市民の信頼に応えられる高い倫理性を持つとともに、自ら研さんを積み、責任を持って政治活動を行わなければならない。

3 議員は、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

【解説】

議員の責務について定めています。

1 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能と責務を有していることを自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努力しなければならないことを定めています。

2 議員は、市民の信頼に応えられる高い倫理性を持つとともに、自ら研さんを積み、責任を持って政治活動を行わなければならないことを定めています。

3 議員は、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならないことを定めています。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 常に市民全体の福祉の向上を目指して行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(2) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という。）が行う許可、認可、指定、補助金の交付の決定又は請負その他の契約に関し、特定の個人、法人、団体等を推せんし、又は紹介するなどその地位を利用して、不正にその影響力を行使しないこと。

(3) その地位又は権限を利用して、市職員の公正な職務の執行を妨げるような働きかけをしな

いこと。

- (4) 市職員の採用に関し、特定の個人の紹介又は推薦をしないこと。
- (5) 市から活動又は運営に対する補助、助成を受けている団体等の役員に就任しないこと。
- (6) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市民の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為をしないこと。

【解説】

議員が遵守しなければならない7項目の政治倫理基準を定めています。

- (1) 議員は、常に市民の福祉向上を目指して行動しなければならないものであって、議員の地位を利用していかなる金品も授受してはならないことを定めています。
- (2) 議員は、市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、あるいは市と密接な関係があると認められる法人(以下「市等」という。)が行う許可、認可、指定、補助金の交付の決定や請負その他の契約に関し、特定の個人、法人、団体等を推せんし、紹介するなどその地位を利用して、不正にその影響力を行使してはならないことを定めています。
- (3) 議員は、議員の地位や権限を利用して、市職員の公正な職務の執行を妨げるような働きかけをしてはならないことを定めています。
- (4) 議員は、市職員の採用に関して、特定の個人の紹介や推薦をしてはならないことを定めています。
- (5) 議員は、市から活動や運営に対する補助、助成を受けている団体等の役員に就任してはならないことを定めています。
- (6) 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動や行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならないことを定めています。
- (7) 議員は、(1)から(6)に定めるもののほか、議員としての品位と名誉を損なうような一切の行為をしてはならないことを定めています。

(審査請求の手続き)

第4条 議員が前条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、2人以上の議員の連署をもって、その代表者から、政治倫理基準違反の事実を証する書面を添えて、市議会議長(以下「議長」という。)に審査を請求することができる。

2 前項の審査の請求の内容が議長に関係するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査を請求するものとする。この場合において、次条、第6条、第8条及び第9条の規定中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。

【解説】

審査請求について定めています。

- 1 特定の議員が第3条に定める政治倫理基準に違反している疑いがあると認められるときは、2人以上の議員が署名し、違反の事実を証明する書面を添付して、議長に対して審査請求することができることを定めています。ただし、請求が恣意的あるいは感情的にならないよう留意しなければなりません。
- 2 審査の請求の内容が議長に関係するものであるときは、副議長に審査を請求することを定めています。この場合において、第5条、第6条、第8条、第9条の規定中に「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えることを定めています。

（政治倫理審査会の設置）

- 第5条 議長は、前条の審査請求を受けたときは、議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、審査請求が適当と認められたときは、長井市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その審査を求めるものとする。
- 2 審査会の委員の定数は、6人とし、議長が議会運営委員会に諮って議員の中から選任する。
 - 3 前条の審査請求をした議員（以下「審査請求者」という。）及び審査の対象となった議員は、審査会の委員となることができない。
 - 4 審査会の委員は、当該事案の審査結果を議長に報告したときに解任されるものとする。
 - 5 審査会の委員は、審査の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

【解説】

政治倫理審査会の設置について定めています。

- 1 議長は、第4条に定める審査請求を受けたときは、その審査請求の適否を議会運営委員会に諮り、議会運営委員会が適当と認めたときは、政治倫理審査会を設置し、審査を求めることにしています。
- 2 審査会の委員の定数は6人とし、委員の選任に当たっては、議長が議会運営委員会に諮って議員の中から選任することを定めています。
- 3 審査の公正性を期すため、審査請求者及び審査の対象となった議員は、審査会の委員になることができないことを定めています。
- 4 審査会の委員の任期は、議長が任命したときから当該事案の審査結果を議長に報告するまでとし、審査結果を議長に報告したときに解任されることを定めています。
- 5 審査会の委員は、在任中はもちろんのこと、退任後においても審査の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならないことを定めています。

（政治倫理基準違反の審査）

- 第6条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに政治倫理基準違反の行為の存否を審査会の審査に付するものとする。
- 2 審査会は、必要があると認めたときは、関係者に対し必要な資料の提出又は出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。
 - 3 審査会は、市長その他の執行機関に対し、この条例の適切な運用を図るため必要な協力を求

めることができる。

- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができる。

【解説】

政治倫理基準違反の審査について定めています。

- 1 議長は、審査会を設置したときは、速やかに政治倫理基準違反の行為の存否を審査会の審査に付すことを定めています。
- 2 審査会は、政治倫理基準違反の行為の存否を審査するため、関係者（市民とか各種団体や企業等）に対し、審査会の権限として、審査のために必要な資料の提出を求め、あるいは審査会に出席を求め、説明や意見を聴くことができることを定めています。
- 3 審査会は、政治倫理基準違反の行為の存否を審査するため、市長その他の執行機関に対して協力を求めることができることを定めています。

審査会が上記二つの権限を行使するに当たっては、十分な配慮が払われなければなりません。

- 4 審査会の会議は、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とする場合を除き、原則として公開することを定めています。

（審査請求の対象となった議員の協力義務）

- 第7条** 審査請求の対象となった議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して事情聴取に応じ、若しくは意見を述べなければならない。

【解説】

審査請求の対象となった議員の協力義務について定めています。

審査請求の対象となった議員の義務として、審査会からの要求があったときは、審査会が必要とする資料を提出し、審査会の事情聴取に応じる等の協力をしなければならないことを定めています。

（審査結果の報告等）

- 第8条** 審査会は、第6条第1項の規定により議長が審査に付した日から60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、審査期間を延長することができる。

- 2 議長は、前項の審査結果の報告を受けたときは、審査請求者に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

【解説】

審査結果の報告等について定めています。

- 1 審査会は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、第6条第1項の規定により議長が審査に付した日から60日以内に審査を終了し、その審査結果を議長に報告しなければな

らないことを定めています。

- 2 議長は、審査会からの審査結果の報告を受けたときは、その審査結果を審査請求者に通知するとともに、審査結果の概要を公表しなければならないことを定めています。

（審査結果の措置）

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り必要と認められる措置を講ずるものとする。

- 2 議長は、前項の規定による措置を講じたときは、審査請求者に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

【解説】

審査会の審査結果に基づいて議長が行わなければならない措置について定めています。

- 1 審査会からの報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したとして認められる議員に対して、議長が議会運営委員会に諮り、必要と認められる措置を講ずることを定めています。当該措置は、議員の辞職勧告、議会の役職の辞任勧告、一定期間の出席自粛勧告等が考えられます。
- 2 議長は、第1項の規定による措置を講じたときは、審査請求者に通知するとともに、その概要を公表しなければならないことを定めています。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることにしています。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。